

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（埼玉県条例第二十二号）（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を設置するための条例の制定

二 内容

- (一) 基金の設置、積立て、管理等についての規定
- (二) 処分についての規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)については平成三十年四月一日